

領収書等に関する注意事項

現在、文部科学省ホームページにおいてQ&Aを公開しておりますが、そのうち領収書の取扱いについて、各金融機関での実務に当たり御留意いただきたい点をまとめましたので、御連絡いたします。以降の取扱いについては、同Q&A・チェックツールとこちらの注意事項に沿って御対応ください。

1. 金融機関における領収書の確認について

Q5-1 領収書等に記載すべき事項は何ですか。

○ 領収書等に記載すべき事項は以下の通りです（「等」についてはQ5-3参照）。

- ①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）

なお、住所（所在地）については原則として必要ですが、学校等への支払の場合に限っては住所（所在地）の記載がなくても補筆等は不要です（Q5-3、Q5-6参照）。

○ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用（Q3-1イ）についても領収書等で確認することとなりますが、領収書等には、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容※）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が明らかになっている必要があります。

※ 塾や習い事などの費用については、何に使用したのか（例1：〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）、例2：冬季講習△△コース代）についても記載されていることが必要。

※ 領収書等に品目の記載がないなど、教育に関する費用であることが分からない領収書等の場合、非課税対象かどうか確認ができないため、領収書等を受領する際に必要な情報を確認する。

※ 租税特別措置法第70条の2の2第10項により、取扱金融機関の営業所等は受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が教育資金の支払に充てられたことを確認しなければならないとされている。

具体的には、①領収書等の記載事項、②①に明らかな齟齬がないこと、を確認する（明らかな齟齬の例：領収書の日付が教育資金口座開設前の日付である、支払先の名称が明らかに飲食店である等）。

2. 金融機関に提出する資料の徴求・保管について

Q3-5 通学定期券代が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

- 以下の記載がある領収書が必要となります。
 ①支払日付, ②金額, ③摘要, ④支払者(宛名), ⑤支払先の氏名(名称)





なお、通常領収書等の提出の際には「支払先の住所」の記載が必須となりますが、通学定期券代に限定して、本記載は必ずしも必要ではありません。

- 上記の領収書に関しては、③摘要により「通学定期券」であると明確にわかることが必要です(単に「定期券」と記載されているだけでは、「通学定期券」と扱われません)。

※ 券売機発行の領収書に「氏名」「通学定期券代として」と定期券発行者に補筆していただくか、若しくは手書き領収書(複写式の領収書を含む)を発行していただければ、非課税対象として領収書のみで払出しが可能。

※ スマートフォン等を活用したモバイル通学定期券の場合には、領収書が公共交通機関からではなくモバイル通学定期券発行会社(例:PASMO, Suica等)から発行されるケースがありますが、通学定期券として公共交通機関が発行していることが、領収書に明記されている場合には、非課税の対象となります。

- 領収書のみで「通学定期券」であることが明確に分からない場合や、上記の要件①~⑤がそろわない場合には、別途、通学定期券のコピー等を御提出いただく必要があります。

<p>「通学定期券代」 記載あり</p>	 <p>または</p> 
<p>「定期券代」の 記載のみ</p>	<p>〈領収書等+通学定期券コピー〉</p>  <p>+</p> 

※ 領収書等と併せて通学定期券のコピーを提出する際、基本的には領収書に対応するコピーが必要であるが、IC定期券を利用しているため、対応する通学定期券の記録が上書きされ消えてしまった場合、以下の要件が揃う最新の通学定期券のコピーを添付することで、領収書等の内容を確認する書類として受け取り可とする。

(要件)

- ・当該領収書等と通学定期券コピーの ①支払先, ②金額 が同じであること。
- ・通学定期券のコピーに「継続」と記載されていること。

○ また、業者などに支払うスクールバス代についても、「通学定期券」という形で発行されるのであれば、対象となる場合があります（Q4-6-2参照）。

(注1) 通常の通学に使用する通学定期券代のみが対象であり、諸般の事情により別経路で通学した際の切符代や定期券の有効期間を過ぎた際に購入した切符代、通勤定期券等は対象外です。また、交通系電子マネーのチャージ料も対象外です。

(注2) あくまで通学定期券が発行される範囲で対象とするものであり、自転車通学の際の自転車購入費用や駐輪場代は対象外です。

(注3) IC定期券等を購入する際に支払うデポジット代は対象外です。

Q5-3 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。

- 領収書のほか、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。

したがって、下記のように支払が振り込みや引き落とし等によってなされている場合に、別途領収書を受け取る必要はありませんが、支払記録だけでは上記の項目がわからない場合には、振込依頼文書などを併せて添付することにより上記項目を明確にする必要があります。

【塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる場合】（Q3-1イ参照）

幅広い主体を対象としており、その内容を特に確認する必要があることから、①支払日付、②金額、③摘要（支払内容）、④支払者（宛名）、⑤支払先の氏名（名称）及び⑥支払先の住所（所在地）が確認できる書類を提出いただく必要がある。

また、支払内容については何に使用したのか（例1：〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）、例2：冬季講習△△コース代として）についても記載されている必要がある（Q5-9参照）。

- ※ 領収書等を、インターネット等を利用した方法で提出する場合には、Q5-16参照。

- 領収書を受領していない場合の提出書類の例

以下に記載された領収書等で、確認すべき①～⑥の要件が揃わない場合は、要件が揃うよう、振込依頼書や口座振替依頼書、引き落とし依頼文書等の書面を併せて添付すること。

<指定金融機関へ振り込む場合>

振込依頼書兼受領書（切取り型の振込依頼書の受領書部分）の原本が必要です。

なお、ATMで振り込みをした場合はATMの利用明細の原本、インターネットバンキングで振り込みをした場合はインターネットバンキングの振り込み完了画面を印刷（保存）して提出ください。

<口座振替で支払う場合>

実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。

＜クレジットカード引き落としで支払う場合＞

クレジットカードの利用明細の原本（支払日付（カード利用日），摘要（支払内容），支払者（宛名），支払先の氏名（名称）の確認のため）と，実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピー（金額，支払われたという事実の確認のため）が必要です。なお，WEBによる利用明細の場合は，WEBの画面を印刷（保存）して提出ください。

＜月謝袋等に現金を入れて支払う場合＞

習い事の場合など月単位・年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが，領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる月謝袋等の提出によることも可能です。ただし，月謝袋には，支払日付，金額，支払者（宛名），支払先の氏名（名称）住所（所在地），摘要（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））の記載が必要です。

なお，月謝袋等を再利用する必要があるため提出ができない場合には，そのコピーでも差し支えありません。

- ※ 領収書等で確認する①～⑥の要件がそろっていなかった場合，それらがそろうように振込依頼文書等を併せて添付する。そのため，口座振替依頼書やクレジットカード利用明細の徴求・保管が必要な場合がある（金融機関が原本を確認した上でコピーを取り，原本を返却することも可）。
- ※ 通帳のコピーや口座振替依頼書，クレジットカード利用明細において，摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）が不明な場合，補筆を行うなど，内容を補足する必要がある（Q5-5参照）。
- ※ 摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）が分かる書類が，その性質上，原本を提出することが不可能な場合（例：契約書を提出する場合において，当該契約書の原本を教育の主体が保管しており，受贈者はそのコピーのみ所持している場合等）は，コピーを徴求・保管する取扱いも可とする。

- ※ 口座振替を行う際，通帳のコピーだけでは①～⑥の要件すべてが確認できないことが多く，内容を補完するため口座振替依頼書等の添付が必要になるが，当初の口座振替依頼書や，当該支払に対応する請求書を紛失してしまっている場合，以下の要件が揃えば，他月の請求書でも，要件を確認する書類として受け取り可とする。

(例) 平成29年4月分の口座振替に対応する請求書（平成29年4月分の依頼書）等を紛失しているが，平成29年5月分の請求書（内訳の記載あり）は手元にある場合。

(対応) 通帳のコピーから，平成29年4月と5月の振替が
① 同じ日付，② 同じ金額，③ 同じ支払先
であることが確認でき，また，5月分の支払いにおいて，通帳のコピーの支払

いと請求書の対応関係が確認取れば、5月分の請求書の内訳を、4月分の支払の内訳の資料として受け取ることができる。

- ・ ①について、土日祝日の影響により、日付がずれる分には問題ない。
- ・ 金額や支払先が異なる場合は例の4月と5月の払出しの関連性が不明確であるため、従来通り、4月の支払いに対応する口座振替依頼書等を徴取する必要がある。
- ※ クレジットカードを利用した場合の「①支払日付」は、クレジットカードのカード利用日（チェックツール（P. 10）のケースでは「ご利用明細書」の「ご利用日」）となり、クレジットカードの指定口座からの引き落とし日（チェックツール（P. 10）のケースでは「ご利用明細書」の「お支払日」）ではない（詳しくは、チェックツール参照）。
- ※ クレジットカードで分割払・リボ払い・ボーナス払いを利用した場合、引き落とし日が領収書等の提出期限を越えてしまい、利用明細や通帳のコピーが期限までに原理上揃わない事態が想定されるため、基本的に分割払い等以外を利用いただくことが望ましい。万一分割払等を御利用されてしまった場合は、支払先から領収書を発行していただき、その領収書を提出する。

3. 領収書等に誤りがある場合や必要な情報が記載されていなかった場合の取扱いについて

Q5-6 領収書等に誤りがある場合や必要な情報が記載されていなかった場合、どうすればよいですか。

- 原則として領収書等の発行者（支払先）が修正・追記した上で発行者（支払先）の押印が必要です。ただし、以下の場合には受贈者の補筆等が可能です。

<学校等に対する支払>

摘要（支払内容）の記載漏れがあった場合には、

- ・領収書等に摘要（支払内容）を受贈者が記載し、受贈者が署名又は押印をする
- ・別紙（様式自由）に摘要（支払内容）を受贈者が記載し、受贈者が署名又は押印の上、領収書等と一緒に提出することが可能です。

※ 学校等に対する支払の場合、住所（所在地）の記載漏れがあった場合でも、住所（所在地）の補筆等を求めず、受け取り可とする。

※ また、摘要（支払内容）の記載については、受贈者の補筆の他、金融機関が受贈者に確認の上、摘要（支払内容）を補筆することにより、確認書類の代替とすることができる。

その際、例えば金融機関が確認済みの印を領収書等に押す、確認した旨を記載する等、金融機関が確認・補筆したことをわかるようにしておく必要がある（併せて、誰が確認したのか分かるようにすること）。

<塾や習い事、業者など、学校等以外の者に対する支払>

領収書等に支払先の住所（所在地）の記載漏れがあった場合には、

- ・領収書等に住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者の署名又は押印する
- ・別紙（様式自由）に支払先の住所を記載し、受贈者が署名又は押印のうえ、領収書等と一緒に提出することが可能です。

※ 学校等以外の者に対する支払の場合、摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）が分かる書類の原本も併せて徴求・保管する必要がある（原本については、金融機関が原本を確認した上でコピーを取り、原本を返却することも可）。

※ 住所（所在地）の記載漏れがある場合、金融機関がHP等で住所（所在地）を確認することができれば、受け取り可とする。

その際、金融機関が確認した書類（HPの該当箇所を印刷したもの等）を、受贈者が提出した領収書等と併せて保存すること。なお、受贈者がHP等を印刷したものを提出することは問題ない。

※ 学校等以外の者に対する支払の場合、摘要（支払内容）を受贈者が補筆することは不可。

※ 学校等，学校等以外への支払いともに口座振替での支払において，通帳のコピーに印字された支払先の名称が途中で切れていた場合，金融機関がHP等で支払先名称を確認するか，受贈者の面前又は電話で支払先の名称を確認できれば，受け取り可とする。

その際，金融機関が確認した書類（HPを印刷したもの等）を，受贈者が提出した通帳のコピーと併せて保存するか，通帳のコピーに金融機関が確認した支払先の名称を記載した上で，例えば金融機関が確認済みの印を押印する，確認した旨を記載する等，金融機関が確認・補筆等したことがわかるようにしておく必要がある（併せて，誰が確認したのか分かるようにすること）。

4. 就学に伴う転居に係る交通費についての留意事項

Q3-6 学校等に入学・転入学・編入学するに当たって必要となる転居に伴う交通費が非課税対象となるのに必要な提出書類は何ですか。

○ 必要な書類は、以下のとおりです。

- ①領収書
- ②新たに入学する学校等の入学許可証や在籍証明書等の、就学を証明する書類
- ③乗車券の写しや購入履歴を印刷したもの等の、移動の経路を証明する書類
- ④住民票等の転居元の住所を証明する書類（転居先の住所証明は必要ありません。）

※ 具体例：大学進学のため栃木から東京の大学に進学し、卒業後に栃木に移動する場合

ア) 転居元から転居先に行く際（往路）について、上記①～④の書類を提出する。

その際、金融機関において「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を発行し、受贈者において保管する。

イ) 転居先から転居元に行く際（復路）について、上記①, ③, ④及び上記ア)の「往路に関する交通費の支出に係る確認書」を提出する。

(注1) 移動の際の経路は合理的である必要があります。例えば、栃木から東京に移動する際に香川を経由している場合は合理的でないと言えます。

(注2) 1回の転居につき、1往復までの交通費が非課税対象であり、それ以上は対象とはなりません。

(注3) 親の転勤に伴って転校し転居する場合は非課税対象とはなりません。

(注4) 公共交通機関に支払う費用のみ対象です。

※ ④転居元が分かる書類として、住民票の他、公共料金の支払証明書や契約時等に金融機関に提出されている教育資金非課税申告書、教育資金管理契約に関する異動申告書等の書類でも代替は可能とする。

※ ④転居元がわかる書類は、往路、復路それぞれの払出時に必要となるが、往路の払出の際に使用した住民票等の取得日（発行日）から6ヵ月以内に復路の払出しを行う場合は、別途住民票等を添付することなく、①, ③及びア)「往路に関する交通費の支出に係る確認書」で受け取り可とする。

この場合、金融機関が受贈者の面前又は電話等で、記載された住所等に変更がないことの確認を行い、その旨金融機関が④の書類の提出がないことを確認したことをわかるようにしておく必要がある（併せて、誰が確認したのか分かるようにすること）。

5. 少額教育資金支出支払明細書、電磁的記録での提出に関する留意事項

Q5-15 金融機関への領収書等の提出について、支払金額が少額の場合に、これまで提出していた領収書等に代えて、必要事項が記載された明細にて提出できますが、その明細にはどのような内容を記載すればよいですか。

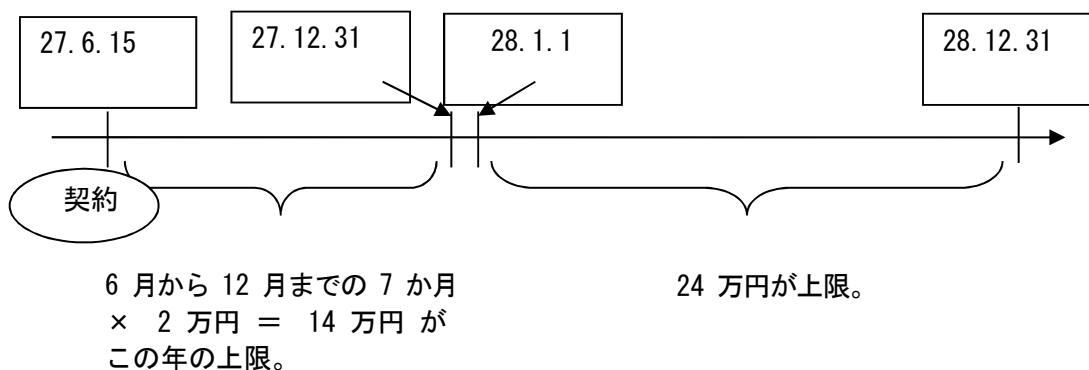
○ 領収書等に記載された支払金額が1万円（消費税込）以下で、かつ、その年中（暦年：1月1日から12月31日）における合計支払金額が24万円（消費税込）以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。

※ 明細書に疑義がある場合は、金融機関が学校等からの書面などの確認を行うことがあります。

※ 教育資金管理契約を締結した最初の年においては、2万円に、その年の締結日以後の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

※ 受贈者が30歳に達したこと等により、教育資金管理契約が終了した年においては、2万円に、終了した日以前の月数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

（例）教育資金管理契約を締結した日の属する年のイメージ



○ 明細の必須記載事項は、
①受贈者の氏名、②教育資金の支払年月日、③支払金額、④摘要（支払内容）、⑤支払区分（学校等/学校等以外への支払の別）、⑥支払先氏名又は名称、⑦支払先住所又は所在地
 です。

○ 必須記載事項が確認できれば明細の書式は任意とします。そのため、既に金融機関において必須記載事項を確認できる払出し表等がある場合は、その払出し表等を少額教育資金の支出支払明細書と兼ねても差し支えありません。

- 少額教育資金支出支払明細書と既存の払出し表を兼ねる場合、1枚の様式に少額教育資金とそれ以外の教育資金が列記されることが想定されますが、金融機関において、少額教育資金の支出支払金額が把握できるのであれば、様式を分ける必要はありません。
- ※ 少額教育資金支出支払明細書に記載される費目については、当該様式で内容の確認を行い、これまで必要に応じて提出していた内容確認書類（例：教科書を購入する場合などに添付していた、学校等からの書面など）を確認する必要はない。
- ※ 受贈者より提出のあった少額教育資金支出支払明細書に記載漏れがあった場合又は対象外費目が含まれていた場合、金融機関が受贈者に確認した上で、記載漏れ内容の補筆又は費目の削除をすることが可能。ただし、その際は、金融機関が確認済みの印を押すか、確認した旨を記載し、誰が確認等したのか、わかるようにする必要あり。
- ※ 領収書に代えて提出する明細になるため、領収書等の提出期限に準じ、口座開設時に選択した払出し方法の期日（明細に記載される支払年月日から1年を経過する日まで、若しくは、支払年月日の属する年の翌年3月15日。いずれであるかは金融機関によって異なる。）までに、明細を金融機関に提出する必要があります。

Q5-16 金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて、インターネット等を利用して提出する場合、どのように提出すればよいでしょうか。

- これまで書面（原則として原本）にて金融機関に提出していた領収書等について、インターネット等を利用した方法でも提出することができます。

（本制度での例）

- ・携帯電話のカメラ等で撮影された領収書データ（JPEG等の画像データ）を送信する方法
- ・インターネット上で発行された領収書データ（PDFファイル等）を送信する方法
- ・紙で発行された領収書等をスキャンしてPDFファイル化したものを送信する方法 等

【対象となる書類の範囲・提出要件】

- 本制度で提出される、全ての領収書等や学校等からの文書、少額教育資金支出支払明細書（Q5-15参照）について、従来の方式（紙媒体での提出）に代えて、インターネット等を利用した方法により提出することができます。
上記のような領収書データを送信する場合には、提出先の金融機関が支払内容等を確認できるよう明確に表示されていることが必要です。
- 領収書等は、インターネットやスマートフォンアプリ等、金融機関が指定する方法で提出することになります。

注：金融機関によってインターネット等を利用した方法による提出に対応していないところや、提出できる方法に制限がある場合がありますので、詳しくは金融機関へお問い合わせください。

- ※ 本制度を扱う金融機関すべてが、インターネット等を利用した方法による領収書等の提出に対応しなければならないものではない。
- ※ インターネット等を利用した方法により領収書等を提出した場合は、紙媒体の領収書等に代えて提出するものであることから、例えば、領収書データにより提出した時は、紙媒体での領収書でも提出するなど、同一の領収書を電磁的記録、紙媒体両方で提出することはできない（仮に、二重に提出をして払戻しを受けた場合、その支払分は非課税の対象外となる）。
- ※ この方法を取る場合、受贈者の手元に発行された紙媒体の領収書等が残ることになるが、その領収書等を書面による提出方法で提出するなど、誤って二重に提出することがないように管理を行うのは、原則受贈者自身の責任において行うことになるが、金融機関としても可能な限り、払出の際に、同一内容（日時、金額、支払先、摘要等）の申請がないかを確認する。

※ 領収書等を電磁的記録で提出する場合、原則として受贈者は金融機関に対し、発行された紙媒体の領収書等を提出する必要はない。

ただし、提出された電磁的記録が不鮮明で内容が読み取れない場合や、内容の補足を求める場合など、紙媒体または電磁的記録の領収書等の確認が必要になる場合があることを、受贈者側にあらかじめ周知しておく必要がある。

※ 領収書等や学校の文書などの補完書類が、インターネット等を利用した方法により提出された場合、保存は提出されたデータのままを行うことができるが、保存の際には、下記の規定に従うこと。

租税特別措置法施行規則第23条の5の3第12項

取扱金融機関の営業所等は、受贈者から提供を受けた領収書等（電磁的記録に限る。）を前項第一号に定める方法（注）により保存する場合には、当該電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録を電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしなければならない。

（注）当該領収書又はその写しを各人別に整理し保存する方法

※ 書面を金融機関がスキャナ保存する場合は、電子帳簿保存法の適用を受けるため、留意すること。

6. その他留意事項

Q1-8 令和元年度税制改正において設けられた所得要件とはどのようなものですか。

- 令和元年度税制改正により、平成31年4月1日以後に贈与を受ける場合には、子・孫等（受贈者）のその贈与を受けた日（信託受益権等を取得した日）の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合のその贈与については、本非課税措置の適用を受けることができなくなりました。
- 上記の所得要件は教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の提出の際に判定します。よって、これらの非課税申告書の提出後、金融機関へ領収書等を提出する際には、この所得要件の判定はされません。
- ※ 平成31年3月31日以前の贈与について本非課税措置の適用を受けた方についても平成31年4月1日以後に新たに贈与を受けて追加教育資金非課税申告書を提出する場合には、この所得要件が適用されます。
- ※ 源泉徴収票等のひな型を参考に合計所得金額を確認すること。
- ※ 合計所得金額に関する確認書は税務署等に提出する必要はない。
（参考）所得税に係る「合計所得金額」
「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額（総所得金額）に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額
- （注1） 申告分離課税の所得（土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等など）がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。
- （注2） 繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び上場株式等に係る譲渡損失等の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- ※ 「合計所得金額」については、確定申告書の控えや給与所得の源泉徴収票などから確認できます。詳しくは、税務署へお問い合わせください。
《一般的な場合の確認方法（令和5年分）》
- (1) 確定申告書（第三表及び第四表なし）により提出している場合
→ 第一表の「合計(12)」欄に記載された金額及び「本年分で差し引く繰越損失額(6)」欄に記載された金額の合計額
- (2) 1ヶ所から給与の支払を受けている場合で他の所得がないとき（(1)の場合を除きます。）
→ 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額

※ 何がどの所得に当たるかについては、国税庁ホームページのタックスアンサー（よくある質問）の「No.1330 所得の区分のあらまし」も併せてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1300.htm>

Q1-11 教育訓練とはどのようなものですか。

○ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練です。

※ 受講する講座が教育訓練給付金の支給対象となる講座であればよく、受贈者が教育訓練給付金の支給対象者かどうかについては問いません。

○ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座は、厚生労働省のHP「教育訓練給付制度 講座・検索」にてご確認ください。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.for>

○ 以下の場合には、上記HPにおける該当講座のページを印刷した上で、金融機関にご提出ください。

- ・ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座に係る費用の払い出しを行う場合
- ・ 30歳以降において教育資金管理契約を継続するため、教育訓練を受けていたことを届け出る場合（Q-1-12参照）
- ・ 贈与者が死亡した場合に、教育訓練を受けていたことを届け出る場合（Q6-3参照）

※ 受贈者から提出された該当講座のページのコピーを領収書や届出書に記載された支払先と照合することをもって、金融機関の確認とする。

Q1-12 30歳になりましたが引き続き教育資金管理契約を継続したい場合、どのような書類を金融機関に提出する必要がありますか。

○ 30歳に達した日の属する月の翌月末日までに、①から③までに掲げる事項を記載した届出書に、①の事由に該当することを明らかにする書類を添付して、金融機関に届け出ることが必要です。

この届け出を行うことにより30歳に達した日の属する年の翌年12月31日まで引き続き教育資金管理契約を継続することができます。届出書の様式については、金融機関へお問い合わせください。

【届出事項】

- ①受贈者が30歳に達した日において学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨
- ②受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
- ③受贈者が30歳に達した日において
在学していた学校等の名称及び所在地
受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに教育訓練施設の名称及び所在地

※ 上記届出事項の記載が備わっていれば、届出書の様式は任意とする。

※ 期限までに届出をしなかった場合には、受贈者が30歳に達した日に、教育資金管理契約は終了しますので、30歳到達日以後についても教育資金管理契約の継続を希望される場合には、事前に金融機関までご相談ください。

※ 契約が終了するのは、「30歳到達時」であるため、受贈者から30歳到達時の届け出がない限り、金融機関は払い出し不可。

(30歳到達した日の翌月末日を経過したら、契約終了することが確定する。)

○ 30歳に達した日の属する年の翌年以後においては、その年の12月31日までに、①から③までに掲げる事項を記載した届出書に、①の事由に該当することを明らかにする書類を添付して、金融機関に届け出ることが必要です。

この届け出を行うことによりその年の翌年12月31日（受贈者が40歳に達した場合には、40歳に達した日）まで引き続き教育資金管理契約を継続することができます。届出書の様式については、金融機関へお問い合わせください。

【届出事項】

- ①その年中のいずれかの日において受贈者が学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨
- ②受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
- ③受贈者がその年において
在学していた学校等の名称及び所在地
受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに教育訓練施設の名称及び所在地

※ 期限までに届出をしなかった場合には、その年の12月31日に教育資金管理契約は終了します。なお、届出をしていた受贈者が40歳に達した場合には、40歳に達した日に教育資金管理契約は終了します。

○ ①の事由に該当することを明らかにする書類については、受講期間や氏名等、在学及び受講していたことを明らかにするために以下のようなものが必要です。

※ 写しを御提出いただいても差支えありません。

【学校等に在学していたことが分かる資料】

- ・在籍証明書
- ・学生証 等

【教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講していたことが分かる資料】

- ・領収書
- ・申込書
- ・修了証明書 等

- 上記書類に加え、厚生労働省 HP の該当講座のページを印刷した上で金融機関にご提出下さい。（Q1-11参照）

なお、上記書類において受講期間が明らかでない場合、補足資料として、受講期間が明記された受講案内・パンフレットを併せてご提出ください。

※ 教育資金管理契約を延長するための届出は届出期限内に受贈者が金融機関あてに行ってください。期限内に届出がなかった場合、教育資金管理契約は終了となります。なお、最長で受贈者の40歳に達する日まで契約を延長することができますが、その場合毎年届出を行う必要があることに御留意ください。

※ 郵送による届出の場合、消印が届出期限内であれば期限内の届出として取扱われます。

Q6-3 贈与者が死亡した場合、どのような手続きが必要になりますか。

- 贈与者が死亡した場合、受贈者はその事実が分かる書類（死亡診断書・除籍謄本・火葬許可書等）を速やかに金融機関に届け出なくてはなりません。また、23歳未満に該当せず、学校等に在学している場合又は教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合に該当する場合は、上記の届出と併せて、贈与者が亡くなった際に受贈者が学校等に在学していること、又は教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講していることが分かる資料（在籍証明書、学生証、受講案内等）を提出する必要があります。

- 23歳未満である場合等に該当し、かつ、亡くなった贈与者から令和5年4月1日以後に信託等により信託受益権等を取得し本非課税措置の適用を受けている場合には、その贈与者の相続税の期限内申告書の提出期限（通常、その贈与者が亡くなった日の翌日から10か月）を経過した日以後に、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるかどうかにかかわらず、当該課税価格の合計額を確認するための書類として、以下の書類（電磁的記録を含みます。）を、速やかに提出する必要があります。（様式別添1-1, 1-2参照）。上記の期限前であっても当該書類は提出可能です。（ただし、上記の提出期限前に、贈与者の相続税の課税価格の合計額などに訂正があった場合は、訂正後の書類を再提出する必要があります。）。

なお、下記書類の提出に当たっては、納税者自身で相続税の課税価格の合計額の計算を行うこととなりますが、「相続税の期限内申告書（第1表）の控えの写し」について

は、必要な事項以外は納税者自身がマスキングなどの処理をした上で提出していただきます。（別添2-1，2-2参照）

- ① 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超え、かつ、受贈者が相続税の期限内申告書を提出している場合
 - ・ 相続税の期限内申告書（第1表）の控えの写し
 - ・ 贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書
 - ② 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超え、かつ、受贈者が相続税の期限内申告書を提出していない場合
 - ・ 課税価格の合計額が5億円を超えることを明らかにする計算明細書等
 - ・ 贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書
 - ③ 贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えない場合
 - ・ 贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書
- 令和5年4月1日以後に信託等により信託受益権等を取得し、本非課税措置の適用を受けている場合は、当該受贈者が23歳未満である場合等に該当するか否かにかかわらず、金融機関は、受贈者からの届出を受けたときは、贈与者が死亡した日とともに、管理残額を記録します。
- その上で、①受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合や②受贈者が23歳未満である場合等に該当し、かつ、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときには、当該管理残額を、相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額として記録することとなります。

Q6-4 管理残額の計算はどのように行えばよいですか。

○ 管理残額の計算式は以下のとおりです。

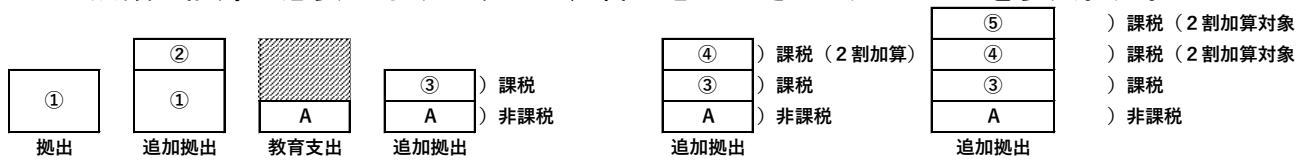
※ 贈与者がA・Bの2人で、Aの死亡日（Bは既に亡くなっている場合）における管理残額の計算式となります。

<非課税抛出現のタイミング等による種類>

非課税抛出現の種類	贈与者死亡時
①H31.3.31以前	相続税非課税
②H31.4.1以後+死亡前3年以内の抛出現でない	相続税非課税
③H31.4.1以後+死亡前3年以内の抛出現である	相続税課税
④R3.4.1以後	相続税課税（税額2割加算 ※子以外）
⑤R5.4.1以後	相続税課税（税額2割加算 ※子以外）

<主な流れ>

※ 令和5年4月1日以後の抛出現金額がある場合については、贈与者死亡時に、一律管理残額の記録が必要となりますので、御注意ください（Q6-3を参照。）。



① 23歳未満である場合等（※1）に該当する場合

$$\text{管理残額} = \left\{ \underbrace{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) - (\text{斜線部分} + \bullet (\text{※2}))}_{\text{抛出現総額から教育支出を差し引いた残額}} \right\} \times \frac{\text{⑤ (贈与者Aからの抛出現分)}}{\underbrace{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) - \circ (\text{※2})}_{\text{抛出現総額に対する課税対象分が占める割合}}}$$

② 23歳未満である場合等（※1）に該当しない場合

$$\text{管理残額} = \left\{ (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) - (\text{斜線部分} + \bullet (\text{※2})) \right\} \times \frac{\text{③} + \text{④} + \text{⑤ (贈与者Aからの抛出現分)}}{\underbrace{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) - \circ (\text{※2})}_{\text{抛出現総額に対する課税対象分が占める割合}}}$$

※1 「23歳未満である場合等」とは、贈与者の死亡日において、受贈者が一定の要件に該当する場合は、相続等によって取得したものとみなされない要件のことであり、具体的には以下の要件を言う。

- (1) 23歳未満である場合
- (2) 学校等に在学している場合
- (3) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合
- ((2) 又は (3) に該当する場合は、その旨を明らかにする書類を上記の届出と併せて提出した場合に限る)

※2 贈与者が複数いる場合の取り扱いについて

- ：贈与者Aの死亡の日前に贈与者Bから相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額
- ：贈与者Bの死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合、その管理残額の計算の基礎とされた金額

（贈与者Bの管理残額を計算したときの相続税課税対象分（拠出総額に対する課税対象分が占める割合の分子）

※ 国税庁 HP「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」も併せてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm>